

需要に応じた米生産の推進に関する要領

制 定	平成18年11月9日付け18総食第778号	一部改正	平成23年9月1日付け23生産第4287号
一部改正	平成19年3月30日付け18総食第1925号	一部改正	平成24年4月6日付け23生産第6228号
全部改正	平成20年1月31日付け19総食第949号	一部改正	平成25年4月9日付け24生産第3369号
一部改正	平成20年6月6日付け20総食第176号	一部改正	平成25年5月21日付け25生産第543号
一部改正	平成21年3月12日付け20総食第1016号	一部改正	平成25年10月11日付け25生産第2154号
一部改正	平成21年8月14日付け21総食第498号	一部改正	平成25年10月23日付け25生産第2202号
一部改正	平成22年1月12日付け21総食第881号	全部改正	平成26年4月1日付け25生産第3578号
一部改正	平成22年4月1日付け21総食第1161号	一部改正	平成26年11月28日付け26生産第2183号
一部改正	平成22年12月27日付け22総食第935号	一部改正	平成27年4月16日付け27生産第150号
一部改正	平成23年4月20日付け23総食第58号		

農林水産省生産局長から

地方農政局長
北海道農政事務所長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
都道府県知事
関係団体の長

あて

需要に応じた米生産の推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号。以下「遵守事項省令」という。）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第173号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（平成27年4月16日農林水産省告示第875号）、用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領（平成27年1月30日付け26生産第2628号農林水産省生産局長通知。以下「買取販売要領」という。）、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135

号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。) 及び生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）のほか、本要領に定めるところによる。

第1 基本的考え方

- 1 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産米からを目途に、行政による主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

- 2 都道府県農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の1（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。）及び地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）の運営に当たっては、その会長・事務局いかににかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して積極的に取り組む。

- 3 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、都道府県農業再生協議会に対し、必要に応じて助言を行うものとする。このため、地方農政局等が所在する道府県以外の地域センターのうち、都庁及び府県庁所在地を管轄する地域センター（以下「取りまとめ地域センター」という。）にあっては、都府県内の地域農業再生協議会等の情報を収集・整理の上、地方農政局と都道府県農業再生協議会との情報の共有化に向けた取組を推進する。

なお、都府県内の地域農業再生協議会等の情報について、地域センターから生産局へ報告する場合は、当該情報について、地域センターから取りまとめ地域センター及び地方農政局に情報提供を行うものとし、また、取りまとめ地域センターから生産局に報告する場合は、当該情報について、取りまとめ地域センターから地方農政局に情報提供を行うものとする。

第2 主食用米の生産数量目標の設定

- 1 全国の需要見通し

全国の需要見通しは、確実に需給バランスがとれる水準に設定することとする。

- 2 地域別の生産数量目標（需要量に関する情報）

- （1）都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）及び自主的取組参考値

国から提供される都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報を含む。

以下同じ。）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農

林水産省省議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。

また、その際には、都道府県別の自主的取組参考値及びその面積換算値（上記ルールに即しつつ生産局長が策定）を付記する。

（２）市町村・地域農業再生協議会・認定方針作成者別の生産数量目標及び自主的取組参考値

都道府県から市町村、市町村から地域農業再生協議会、地域農業再生協議会から認定方針作成者（食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等という。以下同じ。）への生産数量目標の情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。

自主的取組参考値及びその面積換算値の都道府県段階から市町村段階等への提供方法（自主的取組参考値の提供に際し、国から提供された自主的取組参考値の生産数量目標に対する割合をどのように反映させるか等）については、主食用米の販売戦略、主食用米以外への転換方針等を踏まえて、都道府県段階において自主的に決定されるものとする。

なお、都道府県段階等から提供される自主的取組参考値の面積換算値の合計値については、国から提供された自主的取組参考値の面積換算値を下回ることとなっても差し支えないものとする。

（３）生産数量目標及び自主的取組参考値の面積換算値の設定方法

都道府県、市町村及び地域農業再生協議会の各段階において提供する面積換算値は、各段階が提供された面積換算値の範囲内に収まるように設定する。

なお、地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄表示地帯別10a当たり平年収量に整合させた単収等）を用いて面積換算値を算定した場合等において、当該面積換算値の都道府県合計が提供された生産数量目標の面積換算値を超える場合にあつては、生産局長と個別に協議するものとする。

その際、都道府県農業再生協議会は、算定方法が確認できる書面を付した協議書を作成し、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては、取りまとめ地域センターの長を経由し、生産局長に提出するものとする。

3 都道府県間調整

- (1) 都道府県別の生産数量目標の提供後、別紙1に基づき都道府県から生産数量目標の増減の申出を受け付けた上で、国が都道府県間の調整を行う。
- (2) 生産局長は、(1)による調整を踏まえ、補正された都道府県別の生産数量目標を提供する。

4 生産数量目標等の決定

認定方針作成者は、地域農業再生協議会の代表者から提供された生産数量目標の範囲内で、自らの生産数量目標及び面積換算値（以下「生産数量目標等」という。）を決定するとともに、地域農業再生協議会で設定された配分ルールに則して、自らの認定方針に参加する農業者（以下「方針参加農業者」という。）別の生産数量目標等を決定し、方針参加農業者に通知する。

5 農業者別の生産数量目標等の補正

農業者別の生産数量目標等については、別紙2により、補正することができる。

第3 生産数量目標の外数として取り扱う米穀等

次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙3から別紙6までにおいて定める。

- 1 加工用米
- 2 新規需要米
- 3 備蓄米

第4 需要に応じた米生産の推進に向けた取組

需要に応じた米生産の推進に向け、次に掲げる取組を行うこととし、別紙7に基づき、取組状況を把握するものとする。

1 地域段階における推進体制

- (1) 地域農業再生協議会は、認定方針に参加せずに水稻生産を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して生産調整方針への参加を促すとともに、生産数量目標の範囲内で主食用米の生産を行うとの意向を示す非参加農業者が直接又は間接的に地域農業再生協議会に参加できる体制を目指すものとする。
- (2) 地域農業再生協議会は、非参加農業者を含めた区域内の全ての水稻生産農業者への生産数量目標の配分に必要な農業者情報（水田台帳）の整備に努めるものとする。
- (3) 認定方針作成者は、あらかじめ、自らの認定方針に参加する農業者の氏名、住所、水田面積、前年産米の生産数量等の情報を整理した方針参加農業者リス

ト（以下「農業者リスト」という。）を作成・整備する。その際、組合員などの自らの組織の構成員が農業者リストに含まれておらず、かつ、当該構成員が非参加農業者である場合は、当該構成員の認定方針への参加を促すよう努めるものとする。

2 生産数量目標の配分段階における取組

- （１）地域農業再生協議会は、全水稻作付農業者が直接又は間接に参画し、公正な議論の上で、配分ルールを決定し、適切に目標が提供されるよう措置する。

具体的には、市町村長から提供された生産数量目標の範囲内で、認定方針作成者及び非参加農業者の生産数量目標を算定し、それぞれ提供する。

- （２）地域農業再生協議会は、（１）に当たっては、地域全体として生産数量目標の範囲内で主食用米の生産が行われるよう留意する。

- （３）地域農業再生協議会は、目標配分後、配分した数量及びその面積換算値を都道府県農業再生協議会経由で生産局長に報告する。

また、その際には、地域農業再生協議会及び都道府県農業再生協議会は、自主的取組参考値及びその面積換算値の配分の状況を併せて報告するものとする。

3 作付段階における取組

- （１）地域農業再生協議会は、作付終了後、地域内の水稻作付面積と加工用米・新規需要米・備蓄米の作付面積（この差を「主食用作付面積」とみなす。以下同じ。）を都道府県農業再生協議会経由で生産局長に報告する。

- （２）地域農業再生協議会は、農業共済組合や地域センター等（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）と連絡を密にし、当年産の当該地域全体の水稻作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書・経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書と水稻共済細目書異動申告票の様式の一体化、主食用米及び第３に掲げる米穀等の生産状況等に係る確認の合同実施、関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

4 収穫段階における取組

- （１）地域農業再生協議会は、収穫後、地域内の総収穫量（篩下米を含む。）と、加工用米・新規需要米・備蓄米の収穫量（この差を「主食用収穫量」とみなす。以下同じ。）を把握する。

- （２）地域農業再生協議会は、農業共済組合や地域センター等と連携を密にし、当

年産米の当該地域全体の主食用収穫量等を把握する。

その際、主食用米の生産状況等の確認の合同実施、当該関係機関との主食用収穫量等（作付面積・作柄等）についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

- （３）地域農業再生協議会は、主食用収穫量等について、都道府県農業再生協議会経由で生産局長に報告する。

第５ 主食用米の作付状況の把握

主食用米の作付状況については、都道府県・市町村等のそれぞれが客観的なデータとして把握している地域全体としての主食用作付面積により把握することを基本とする。

なお、具体的な把握方法については、別紙８に定める。

第６ 集荷業者・団体の役割等

集荷業者・団体は、需要に応じた米生産の重要な推進主体として、国が策定する全国の需要見通し等を勘案しながら、自らの販売戦略に基づき、

- １ 行政と連携して、生産者の主体的な経営判断の下での水田の利活用及び需要に応じた米生産が円滑に行われるよう取り組む
- ２ 複数年、播種前等の事前契約による安定的な取引の一層の推進を図る
- ３ 第３に掲げる米穀、中食・外食等で用いられる米穀等の多様な米穀の需要に的確に対応することとする。

附 則（平成26年４月１日付け25生産第3578号）

- １ この通知は、平成26年４月１日から施行する。
- ２ この通知による改正前の米穀の需給調整実施要領（以下「旧要領」という。）の規定により農林水産省総合食料局長又は農林水産省生産局長がした策定その他の行為（以下「策定等」という。）は、この通知による改正後の同要領（以下「新要領」という。）の相当規定により農林水産省生産局長がした策定等とみなし、旧要領の規定により農林水産省総合食料局長又は農林水産省生産局長に対してした提出その他の行為（以下「提出等」という。）は、新要領の相当規定により農林水産省生産局長に対してした提出等とみなす。
- ３ 旧要領の規定に基づき、平成25年度までに実施した備蓄米の取組の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 1

都道府県別の生産数量目標の都道府県間調整の具体的手続

第 1 基本的考え方

都道府県別の生産数量目標の都道府県間調整については、需要に応じた生産をより一層促進させる観点から、国が仲介を行う。

第 2 具体的な進め方

- 1 生産局長は、都道府県間調整の希望数量の募集に当たっては、生産年の 1 月末を目途に期限を設定する。
- 2 都道府県間調整を希望する都道府県は、1 の募集期限内に別紙様式第 1－1 号により、次に掲げる事項について、生産局長に申し出るものとする。
 - (1) 都道府県別の生産数量目標の削減を希望する都道府県については、都道府県別の生産数量目標の削減希望数量（10トン単位）
 - (2) 都道府県別の生産数量目標の増加を希望する都道府県については、都道府県別の生産数量目標の引受希望数量（10トン単位）及び引受希望数量に対する補償の有無
- 3 生産局長は、2 の申出を取りまとめた後、速やかに全ての都道府県知事に対して情報提供する。
- 4 3 の情報提供に当たっては、都道府県間調整の調整結果の報告期限を、生産年の 2 月中頃を目途に設定する。
- 5 都道府県知事は、都道府県間調整を行った場合には、4 の報告期限内に別紙様式第 1－2 号により、調整結果を生産局長に報告するものとする。

別紙 2

生産数量目標等の補正について

第 1 生産数量目標等の補正

- 1 認定方針作成者又は地域農業再生協議会の代表者（以下「認定方針作成者等」という。）は、他の認定方針作成者等との間で生産数量目標等の譲渡等を行うことにより、生産数量目標等を補正することができる。

なお、当該補正を適切に行うため、認定方針作成者等は、方針参加農業者及び非参加農業者から生産数量目標の補正結果について、様式参考例を用いて報告させること等により、地域内の補正の実態の把握に努めることとする。

- 2 認定方針作成者は、1 の補正を行った場合には、別紙様式第 2－1 号に別紙様式第 2－2 号の写しを添付して、速やかに、地域農業再生協議会の代表者に報告する。
- 3 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の補正結果を取りまとめ、別紙様式第 2－3 号により、都道府県農業再生協議会の代表者に報告する。
- 4 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ別紙様式第 2－3 号により、速やかに生産局長に報告する。

第 2 補正後の生産数量目標等の通知

認定方針作成者等は、第 1 による補正を行った場合は、6 月 15 日（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に定める休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。以下同じ。）までに、補正後の生産数量目標及び面積換算値を、方針参加農業者等に通知する。

加工用米について

第1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 生産調整方針認定要領第2の1の(1)に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体（以下「全国生産出荷団体」という。）
- 2 生産調整方針認定要領第2の1の(1)に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体（以下「都道府県出荷団体」という。）
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者

第2 加工用米の範囲

1 対象米穀

加工用米とは、2の使途に供給することを目的として生産される米穀であって、醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）に定める醸造用玄米をいう。以下同じ。）を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

- (1) 品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第3条の品位等検査をいう。以下同じ。）において、3等以上に格付けされた米穀
- (2) 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、(1)のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀
- (3) 品位等検査の結果3等以上に格付けされなかった米穀（ふるい下米等、3等以上に格付けされないことが明らかであることから品位等検査を受検しなかったものを含む。）のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者又は農業者（以下「全国生産出荷団体等」という。）の申請に基づき、地域センター長等（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

2 使途

加工用米の具体的な使途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- (1) 清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類
- (2) 加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- (3) みそその他米穀を原料とする調味料
- (4) 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- (5) 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- (6) 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- (7) その他生産局長が特に必要と認めた使途

第3 定義

- 1 加工用米需要者とは、第2の2に掲げる米加工品の製造を業とする者をいう。
- 2 加工用米需要者団体とは、加工用米需要者の組織する団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体（3の加工用米全国需要者団体を除く。）をいう。
- 3 加工用米全国需要者団体とは、加工用米需要者又は加工用米需要者団体の組織する全国を活動単位とする団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者又は加工用米需要者団体のために米穀の購入に関する共同事業を行う団体をいう。
- 4 加工用米需要者団体等とは、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体をいう。
- 5 加工用米買取販売事業者とは、買取販売要領第2に規定する買取販売事業者のうち、加工用米を加工用米需要者団体等に販売しようとする事業者をいう。

第4 作付けの態様等

1 作付けの態様

多収性の専用品種（3に定めるものをいう。以下同じ。）又は、その他の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付け、主食用米と明確に区分して生産並びに乾燥及び調製を実施した上で出荷し、かつ、作付けをしたほ場の全収穫量を、第6の1及び2に規定する加工用米出荷契約数量及び販売契約数量とすること（以下「区分管理方式による出荷」という。）をあらかじめ選択する場合にあっては、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、そのほ場を特定することとする。

また、主食用米として出荷する品種と同一の品種について、生産段階において主食用米の生産と差異をつける場合において、当該差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。）の取組内容）を明らかにした上で、区分管理方式による出荷をあらかじめ選択するときも、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、そのほ場を特定することとする。

- 2 区分管理方式による出荷を選択する農業者にあつては、別紙様式第3－1号の区分管理計画書を作成し、生産年の6月30日までに地域センター長等に提出するものとする。なお、当該計画書は、当該農業者が参加する認定方針の作成者を経由して提出することができるものとする。

また、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷（区分管理方式による出荷以外の出荷をいう。以下同じ。）のいずれとするかを、第6の1に規定する加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表にあらかじめ記載することとする。

- 3 多収性の専用品種は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国の委託試験等によって主に主食用以外の用途向けとして育成され、一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された別表に掲げる品種

- (2) 次のア及びイのいずれにも該当する品種のうち、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が特に認めるもの

ア 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種

イ 国内の流通量に照らして主要な主食用品種ではない品種であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該申請を行った都道府県内において、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定されておらず、かつ、主に主食用以外の用途向けとして生産されている品種

(イ) 当該申請を行った都道府県内において、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定されており、かつ、概ね全量が主食用以外の用途向けとして生産されている品種

第5 加工用米取組計画の認定等

1 加工用米取組計画認定申請書の提出

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の生産に係る取組計画認定申請書（以下「取組計画認定申請書」という。）

を作成する。

取組計画認定申請書については、次に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第3－2号により、当該加工用米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあっては生産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者及び農業者のうち自ら取組計画を作成する者（以下「地域流通農業者」という。）にあっては地域センター長等に提出する。

（1）販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

ア 第6の2の（1）に定める加工用米販売契約書の写し

イ 加工用米需要者団体等からの購入計画書（別紙様式第3－3号）

ウ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（買取販売要領別記様式第1号）及び用途限定米穀の販売に関する誓約書（買取販売要領別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた買取販売要領承認通知書（買取販売要領別記様式第3号）の写し（遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。）

エ 加工用米自家加工販売計画書（別紙様式第3－4号）（自ら生産又は集荷した加工用米を、自ら所有する加工施設において米加工品に加工した上で販売する地域流通農業者（以下「自家加工農業者」という。）に限る。）

（2）加工用米の取扱状況（別紙様式第3－5号）

（3）加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等（別紙様式第3－6号）

（4）加工用米団体間集荷計画書（別紙様式第3－7号）

（取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。）

（5）上記のほか、加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、生産局長又は地域センター長等が特に必要と認める資料

2 取組計画の認定

生産局長又は地域センター長等は、1により提出があった取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、速やかにその認定を行い、提出者に通知する。

（1）前年産による過剰米の状況や持越在庫等の諸条件を踏まえ、当該年産の加工用米生産予定数量が需要に即した供給量となっていること。

（2）加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実に認められること。

（3）生産予定面積は、生産予定数量を地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄表示地帯別10a当たり平年収量に整合させた単収等）で除して算出した数値であること。

ただし、区分管理方式による出荷を行う場合であって、多収性の専用品種を

作付けるときは、地域農業再生協議会又は市町村と協議の上、上記の地域の合理的な単収を上回る単収であって農業試験場等において実証されたものを用いて生産予定面積を算出することができる。

- (4) 原則として前年産の実績において、生産数量目標の内数として生産され、加工用途に販売された米穀の数量が当該年産で加工用米に置き換わらないことが客観的に明らかであること。
- (5) 取組計画に参加する全国生産出荷団体等、加工用米需要者団体等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。

3 認定結果報告等

地域センター長等が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果について、別紙様式第3－8号により速やかに地域農業再生協議会の代表者に通知するとともに、生産局長に報告する。

なお、生産局長への報告は、地域センター長にあつては地方農政局長を経由して行うものとする。

また、生産局長が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を速やかに地方農政局長等又は地方農政局長を経由して地域センター長に通知するとともに、当該通知を受けた地方農政局長等又は地域センター長にあつては、速やかに地域農業再生協議会の代表者にこれを通知するものとする。

4 加工用米取組計画の変更等

2の規定により認定された取組計画（以下「認定取組計画」という。）について、加工用米需要者団体等における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該加工用米需要者団体等に販売することができない場合や当該加工用米需要者団体等が加工用米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、別の新たな加工用米需要者団体等に販売する場合は、次の区分に応じ、生産局長又は地域センター長等の承認を得るものとする。

なお、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、生産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより、認定取組計画に係る加工用米需要者団体等の同意を得て、認定取組計画の変更又は認定の取消しを申請することができるものとする。

- (1) 全国生産出荷団体等が所有する加工用米を新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた全国生産出荷団体等は、第5の1の(1)、(3)及び(5)に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第3－9号の取組計画変更承認申請書を速やかに提出し、全国生産出荷団体にあつては生産局長に、

地域流通農業者にあつては地域センター長等に、それぞれ承認を得るものとする。

- (2) 加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）と加工用米需要者団体等の取引について仲介を行う業者（以下「仲介事業者」という。）が所有する加工用米を別の新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた加工用米需要者団体等及び仲介事業者は、当該取組計画の取組主体の確認を受け、(1)に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第3-10号の販売先変更承認申請書を速やかに提出し、加工用米全国需要者団体にあつては生産局長、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び仲介事業者にあつては地域センター長等の承認を得るものとする。

ただし、加工用米需要者団体又は加工用米全国需要者団体における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、加工用米を買い受けることができなくなった場合であつて、新たな販売先が認定を受けた取組計画に係る購入計画書に添付した組合員別の内訳に記載された組合員であるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、(1)に掲げる必要書類を添付することを要しない。

第6 加工用米出荷・販売契約等

1 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者は、加工用米を生産する方針参加農業者との間で、別添1に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約（以下「加工用米出荷契約」という。）を生産年の6月30日までに締結し、当該加工用米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積等を別紙様式第3-11号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の8月31日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に提出する。

さらに、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、加工用米出荷契約の締結後、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷計画数量等を、生産年の7月31日までに別紙様式第3-12号により地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告するものとする。

2 加工用米販売契約数量報告

- (1) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、加工用米を加工用米需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した加工用米の販売に関する契約（以下「加工用米販売契約」という。）を締結する。

なお、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、加工用米販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

ア 他の用途への転用の禁止に関する事項

イ 作柄等の影響により加工用米生産量に増減が生じる場合の契約数量の変更に関する事項

ウ 違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項

- (2) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、(1) の加工用米販売契約の締結結果を別紙様式第3-13号に取りまとめの上、加工用米販売契約の写しを添えて、生産年の翌年の2月15日までに、全国生産出荷団体については生産局長に、地域流通農業者については地域センター長等に提出する。その際、第7の2の(2)により販売契約数量を変更した場合は、変更後の数量を報告するものとする。ただし、第5の1において加工用米販売契約の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合には報告を要しない。

3 主食用米の生産状況等の確認

地域農業再生協議会の代表者は、地域センター長等と連携を図り、加工用米の生産を行う農業者（以下「加工用米生産農業者」という。）ごとの生産予定数量が生産数量目標の範囲内で主食用米の生産を行うものであるかどうかについて確認する際に、1の報告又は認定取組計画を基に、加工用米生産農業者から提出のあった当該年産米の水稻生産実施計画書における加工用米出荷契約数量又は加工用米販売契約数量（以下「加工用米出荷契約等数量」という。）及び生産予定面積の記載内容が適当かどうか確認する。

第7 加工用米の売渡し等

1 加工用米の品位等検査等

- (1) 加工用米生産農業者は、原則として生産年の12月15日までに品位等検査を受ける（ふるい下米等、3等以上に格付けされないことが明らかである場合を除く。）。

共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀にあつては、原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の1の(2)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。

- (2) 加工用米として流通させる米穀については、販売の際に、全国生産出荷団体等が、遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき加工用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量の報告

- (1) 認定方針作成者及び農業者は、当年産の作柄等の影響により加工用米生産量の変動した場合には、別添2に定めるところにより、当該生産量の変動に応じて加工用米生産農業者ごとの加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更する。
- (2) 認定方針作成者及び農業者は、(1)により加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について、別紙様式第3-14号「加工用米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に提出する。

地域センター長等は、提出された加工用米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域に係るものを別紙様式第3-15号に取りまとめの上、地域センター長にあつては 地方農政局長を経由して、速やかに生産局長に報告する。

- 3 地域農業再生協議会の代表者は、2の(2)により報告を受けた加工用米生産農業者ごとの加工用米生産集出荷数量が妥当なものであれば、これを生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際は当該作付面積分を控除する。

第8 帳簿の整備及び流通状況の報告

1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、四半期ごとに別紙様式第3-16号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに生産局長に報告する。

2 都道府県出荷団体

都道府県出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、四半期ごとに別紙様式第3-16号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに地域センター長等に報告する。

- 3 認定方針作成者、農業者、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体

認定方針作成者、農業者、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備し、四半期ごとに別紙様式第3-16号に

取りまとめた上で、各四半期の最終月の翌月の末日までに、加工用米全国需要者団体については生産局長に、認定方針作成者、農業者、仲介事業者及び加工用米需要者団体については地域センター長等に、加工用米買取販売事業者のうち農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者については生産局長に、加工用米買取販売事業者のうち地方農政局長から当該承認を受けた者については当該地方農政局長に報告する。

4 加工用米需要者及び自家加工農業者

- (1) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、原料米の受払台帳及び加工用米使用製品（加工用米を原料として製造された製品をいう。以下同じ。）の出荷台帳等を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておく。
- (2) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、加工用米の受払状況並びに加工用米使用製品の製造及び出荷の状況を別紙様式第3-17号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに地域センター長等に報告する。

第9 横流れ防止措置等

1 適正流通に係る誓約書の提出

- (1) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者及び仲介事業者は、加工用米の販売契約を締結するに当たり、別紙様式第3-18号による加工用米の適正流通に関する誓約書（以下「加工用米誓約書」という。）を作成し、全国生産出荷団体等に提出する。

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者及び仲介事業者からの加工用米誓約書の写しを、速やかに生産局長又は地域センター長等に提出する。

自家加工農業者は、別紙様式第3-18号による自らの加工用米誓約書を作成し、第5の1の取組計画認定申請書と併せて地域センター長等に提出する。

- (2) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者又は全国生産出荷団体等は、加工用米のとう精等を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託とう精業者等から別紙様式第3-19号による加工用米誓約書の提出を受け、(1)の加工用米誓約書とともに生産局長又は地域センター長等に提出する。

その際、加工用米の委託とう精業者等は、加工用米の受払台帳等を整備し、加工用米の使用状況を常時明確にしておくものとする。

なお、加工用米需要者団体等及び加工用米買取販売事業者にあっては、全国生産出荷団体等を通じて提出するものとする。

2 適正流通に係る指導等

生産局長及び地域センター長等は、取組計画の認定の際、全国生産出荷団体等、加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者、仲介事業者及び委託とう精業者等（以下「加工用米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、認定取組計画に基づく取組が行われていないおそれがある場合は、生産局長及び地域センター長等は、加工用米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、加工用米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

別表

品種名	いわいだわら、きたあおば、北瑞穂、クサノホシ、クサホナミ、 タカナリ、たちじょうぶ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、 北陸193号、ホシアオバ、まきみずほ、ミズホチカラ、みなゆたか、 モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり
-----	---

別添 1

加工用米出荷契約において定める事項について

1 出荷契約数量及び生産予定面積に関する事項

本要領別紙 7 の第 2 の 1 に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙 3 の第 5 の 2 の (3) により算出する。

2 品位に関する事項

品位等検査の 3 等以上で契約当事者間で決定した品位とする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されない場合又はふるい下米等、3 等以上に格付けされないことが明らかであることから品位等検査を受検しなかった場合にあっては、加工用米需要者と流通について合意した後、地域センター長等の承認を得て加工用米として流通できる旨を記載する。

3 売渡し等に関する事項

(1) 認定方針作成者は、加工用米生産農業者から売渡しの委託を受けた加工用米について、全国生産出荷団体等への再委託等ができる旨を記載する。

(2) 加工用米生産農業者からの加工用米の出荷期限について記載する。

4 出荷契約数量の変更に関する事項

当年産の作柄等により加工用米出荷契約数量に変更が生ずる場合における、変更後の契約数量に基づき出荷される加工用米の取扱いについて記載する。

5 違約に関する事項

加工用米出荷契約数量を確実に加工用米として出荷する旨記載すること、加工用米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

別添 2

加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更

本要領別紙3の第7の2の(1)の変更は、次により行うものとする。この際、農業者は、あらかじめ、次の1又は2のいずれかを選択するものとする。

1 区分管理方式による出荷においては、当該ほ場からの全収穫量を変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量とする。

2 一括管理方式による出荷においては、以下のいずれかの方法により、出荷必要数量を算出し、これを加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更後の数量とすることができる。

ただし、(2)及び(3)の変更にあたっては、認定方針作成者又は農業者が別紙様式第3-14号「加工用米生産集出荷数量一覧表」に準じた書類を作成し、あらかじめ地域センター長等と協議するものとする。

(1) 作柄変動が生じた場合の変更

当該地域の農林水産省統計の10月15日現在における作柄表示地帯の単収を用いて、以下の計算式に基づき算出した数量と、当初の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量とする。

出荷（販売）契約数量×作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収

(2) 加工用米生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更

出荷（販売）契約数量×当該農業者の実単収／当該農業者の配分時の単収

(注1) 当該農業者の実単収＝当該農業者の全収穫量／全作付面積

(注2) 当該農業者の配分時の単収＝当該農業者の生産数量目標／面積換算値

(3) 自然災害等により減収した場合の変更

出荷（販売）契約数量－加工用米生産予定面積／全ての水稻作付面積×減収量

(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量であること。

3 変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量は、30kg換算個単位に調整することができることとし、その際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理する。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

別紙 4

新規需要米について

第 1 定義

新規需要米とは、国内主食用米、本要領第 3 の 1 の加工用米及び第 3 の 3 の備蓄米以外の米穀（稲を含む。）をいう。

第 2 取組主体

取組主体は、次に掲げる者とする。

- 1 全国生産出荷団体（生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体をいう。以下同じ。）
- 2 都道府県出荷団体（生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体をいう。以下同じ。）
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者

第 3 用途

新規需要米の用途は、次に掲げるものとする。

- 1 飼料用
- 2 米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）
- 3 稲発酵粗飼料用稲
- 4 バイオエタノール用
- 5 輸出用
- 6 青刈り稲・わら専用稲
- 7 酒造用（別添に掲げるものに限る。）
- 8 主食用以外の用途のための種子
- 9 その他その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさないもの

第 4 作付けの態様等

本要領別紙 3 の第 4 に準じるものとする。ただし、同 2 に定める区分管理計画書については、農業者が新規需要米として子実を出荷しない場合には提出を要しない。

第 5 取組計画の作成、提出及び認定

- 1 第2に掲げる者（以下「農業者等」という。）は、別紙様式第4－1号の新規需要米取組計画書（以下「取組計画」という。）を作成し、以下の書類を添付の上、生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあっては生産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者及び農業者のうち自ら取組計画を作成する者（以下「地域流通農業者」という。）にあっては地域センター長等に提出し、認定を受ける。

また、認定方針作成者にあっては、新規需要米を生産する方針参加農業者との間で、別紙3の別添1に準じた事項を内容とする新規需要米の出荷に関する契約（以下「新規需要米出荷契約」という。）を生産年の6月30日までに締結し、当該新規需要米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、新規需要米出荷契約数量及び生産予定面積を別紙様式第4－2号の新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の8月31日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に提出する。

さらに、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあっては、新規需要米出荷契約の締結後、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷数量等を、生産年の7月31日までに別紙様式第4－3号により地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。

ただし、（3）にあっては、当該需要者が所在する地域を管轄する地域センター長等に直接提出することができる。

（1）販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

ア 新規需要米の需要者（輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者を含む。以下「需要者等」という。）との間で別紙様式第4－4号により締結した新規需要米の販売等に関する契約（以下「販売契約書」という。）の写し（農業者等と需要者等の取引について、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合にあっては、当該仲介事業者も含めた販売契約書の写し）

イ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（買取販売要領別記様式第1号）及び用途限定米穀の販売に関する誓約書（買取販売要領別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた承認通知書（買取販売要領別記様式第3号）の写し（遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。）

（2）別紙様式第4－5号により需要者等が作成した、適正流通に関する誓約書（以下「新規需要米誓約書」という。）

なお、農業者等は、需要者等と新規需要米のとう精等に係る委託契約を締結する場合は、委託先のとう精業者等から別紙様式第4－6号による新規需要米誓約書の提出を受け、取組計画に添付するものとする。

その際、委託とう精業者等は、新規需要米の受払台帳等を整備し、新規需要米の使用状況を明確にしておくものとする。

- (3) 別紙様式第4－7号により生産した新規需要米を自ら使用する農業者等及び需要者等が作成した、米粉用米の使用実績等整理票（第3の2の用途の米穀を使用する場合に限る。）

- (4) 新規需要米団体間集荷計画書（別紙様式第4－8号）

（取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。）

- 2 第3の1又は2の用途に用いられる米穀（以下「飼料用・米粉用米」という。）を生産する農業者等及び需要者等は、その適正流通の確保を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 飼料用・米粉用米が主食用として流通することのないよう、主食用米との明確に区分して管理するとともに、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて飼料用・米粉用米として出荷しない。
- (2) 飼料用・米粉用米及びこれらの加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付ける。
- (3) 飼料用・米粉用米の販売契約書において、取組計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定する。

- 3 農業者等は、次に掲げる需要者等との間で販売契約書を締結し、取組計画に添付する場合にあっては、誓約書の添付を省略することができる。

- (1) 輸出用として取り組む場合の相手国需要者
- (2) 子実を採らない用途として取り組む場合の需要者等

- 4 農業者等は、自らが生産又は集荷した新規需要米（輸出用を除く。）について自らが需要者として使用する場合には、その使用状況が常時分かる帳簿等を備え付けることとする。また、当該農業者等の誓約書を取組計画に添付することをもって、販売契約書の写しに代えることができる。

- 5 農業者等が取組計画の申請時までに需要者等との販売契約書を締結できない場合は、①その理由、②需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した販売計画及び自らの誓約書を作成し、取組計画に添付の上、全国生産出荷団体にあつては生産局長に、地域流通農業者にあつては地域センター長等に提出する。

また、農業者等は、需要者等への販売が行われる前に、販売契約書の写しと誓約書を速やかに全国生産出荷団体にあつては生産局長に、地域流通農業者にあつ

ては地域センター長等に提出する。

- 6 生産局長又は地域センター長等は、第5の1により提出があった取組計画について、以下の確認基準に照らし、その内容を審査した上で、適切と判断した場合は速やかに取組計画の認定を行い、その結果を別紙様式第4－9号により速やかに提出者に通知する。

(1) 当該生産予定数量及び生産予定面積が需要に即したものであること。

なお、生産予定面積は、本要領別紙3の第5の2の(3)により算出する。

ただし、第3の7の用途に用いられる米穀について、需要者からの要請等により主食用米と比較して大きなふるい目幅が使用され、当該方法により算出した生産予定面積では必要な出荷数量を確保することが困難な場合にあっては、醸造用玄米の生産実績等を用いて生産予定面積を算出することができるものとする。

(2) 第3の2の用途の米穀を生産する場合にあっては、取組計画における当該米穀の生産予定数量が、需要者等の使用実績等から見て、妥当と考えられること。

(3) 計画された当該用途に確実に流通され、かつ、使用されることが確実に認められること。

(4) 当該取組が主食用米の需給に影響を及ぼさないものであること。

(5) 取組計画に参加する農業者等、需要者等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。

- 7 地域センター長等が、6の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を取りまとめ、速やかに、別紙様式第4－10号により該当する地域農業再生協議会の代表者に通知するとともに、別紙様式第4－11号により生産局長に報告する。

なお、地域センター長が生産局長に報告する場合にあっては地方農政局長等を経由して報告する。

また、生産局長が、6の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を速やかに地方農政局長等又は地方農政局長を経由して地域センター長に通知するとともに、当該通知を受けた地方農政局長等又は地域センター長にあっては、速やかに地域農業再生協議会の代表者にこれを通知する。

- 8 取組計画の認定後、需要者等における新規需要米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が新規需要米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、新たな需要者等に販売する場合の取組計画の変更手続及び主食用米の不作など需給動向等を踏まえて生産局長が必要と判断した場合

の認定取組計画の変更又は認定の取消しの申請については、別紙3の第5の4に準じて行うものとする。

- 9 取組計画の認定を受けた農業者等は、第6の2（1）により販売契約数量の変更があった場合には、第3の3及び6の用途を除き、変更後の販売契約数量を別紙様式第4－12号に取りまとめ、原則として生産年の翌年の2月15日までに全国生産出荷団体にあっては生産局長に、地域流通農業者にあっては地域センター長等に報告する。

第6 横流れ防止に係る措置

1 適正流通に係る指導

生産局長及び地域センター長等は、取組計画の認定の際、農業者等、需要者等、仲介事業者、新規需要米買取販売事業者（買取販売要領第2に規定する買取販売事業者のうち、新規需要米を需要者等に販売しようとする事業者をいう。以下同じ。）及び委託とう精業者等（以下「新規需要米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、第5の6により認定された取組計画に基づく取組が行われていないおそれがある場合は、生産局長及び地域センター長等は、新規需要米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、新規需要米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

2 取組実績の報告

（1）生産集出荷数量報告

ア 認定方針作成者及び農業者は、当年産の作柄等の影響により新規需要米生産量の変動した場合には、別紙3の別添2に準じ、当該生産量の変動に応じて新規需要米出荷契約数量又は販売契約数量を変更する。

イ 認定方針作成者又は農業者は、アにより新規需要米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について台帳を整備するとともに、別紙様式第4－13号「新規需要米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に提出する。

なお、地域センター長等は、提出された新規需要米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域のものを別紙様式第4－14号に取りまとめ、地域センター長にあっては地方農政局長を経由して、速やかに生産局長に報告

する。

(2) 売渡実績数量報告

農業者等、新規需要米買取販売事業者、仲介事業者及び需要者の組織する団体であって、その構成員のために米穀の共同購入事業を行う者は、売り渡した新規需要米（第3の3及び6の用途を除く。）の数量について台帳を整備するとともに、四半期ごとに別紙様式第4－15号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに、農業者等のうち全国生産出荷団体にあっては生産局長に、地域流通農業者にあっては地域センター長等に、新規需要米買取販売事業者のうち、農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者にあっては生産局長に、新規需要米買取販売事業者のうち、地方農政局長から当該承認を受けた者にあっては当該地方農政局長に報告する。

(3) 受払状況報告

生産した新規需要米（第3の3及び6の用途を除く。）を自らが使用する農業者等及び需要者等（需要者の組織する団体を除く。）は、新規需要米の受払状況及び新規需要米使用製品（新規需要米を原料として製造された製品をいう。）を製造している場合はその製造及び出荷の状況を別紙様式第4－16号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに所在地を管轄する地域センター長等に報告する。

第7 主食用米の生産数量目標との関連

- 1 地域農業再生協議会の代表者は、第5の7の報告があった場合、販売契約書の内容等に基づき、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際は当該作付面積分を控除する。
- 2 地域農業再生協議会の代表者は、生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領について（平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知）第2の3の報告を受けた場合は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って生産する飼料用・米粉用米について、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際には当該作付面積分を控除する。

別添

酒造用に用いられる米穀のうち新規需要米に該当するものの範囲について

本要領別紙4の第3の7の用途に用いられる米穀のうち、以下の1～3の全ての要件を満たすものについては、新規需要米に該当するものとする。

- 1 清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類の原料に供給することを目的として生産される醸造用玄米であること。
- 2 次の（１）又は（２）のいずれかに該当するものであること。
 - （１）清酒等の生産計画数量の増加等に伴い、平成25年度において使用した醸造用玄米の数量を超えて単年度内に醸造用玄米を使用する計画を有する需要者に販売する場合においては、当該超過数量を超えないものであること
 - （２）3に定める醸造用玄米生産予定数量計算書において算定された認定方針作成者又は農業者における醸造用玄米の生産数量目標（以下この号において単に「生産数量目標」という。）が平成25年産に係る生産数量目標を下回ったことにより、需要者（当該認定方針作成者又は農業者が平成25年産の醸造用玄米を出荷した者に限る。）が求める数量（以下「需要量」という。）に対して生産数量目標が不足することとなった場合においては、当該不足する数量（需要量が平成25年産に係る生産数量目標を上回る場合は、生産数量目標の減少分）を超えないものであること
- 3 第5の1の取組計画の提出の際に、第5の1の（１）から（４）までの書類に加えて別紙様式第4－17号の醸造用玄米生産予定面積計算書及び次の（１）又は（２）のいずれかの書類を添付し、生産予定数量に対する生産予定面積が適切であること及び2の（１）又は（２）に該当することについて、生産局長又は地域センター長等の確認を受けたものであること。
 - （１）2の（１）に該当することについては、あらかじめ需要者等が地域センター長等の確認を受けた醸造用玄米使用計画書（別紙様式第4－18号）の写し
 - （２）2の（２）に該当することについては、醸造用玄米生産予定数量計算書（別紙様式第4－19号）

備蓄米について

第1 定義

備蓄米とは、食糧法第29条に基づき、政府が買い入れた米穀をいう。

第2 取組農業者

取組主体は、国と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者（以下「売渡人」という。）との間で当該備蓄米に係る出荷契約を締結した者であって、第5において特定された農業者（以下「取組農業者」という。）とする。

第3 備蓄米の対象となる米穀

本要領第2に規定する生産数量目標に従って生産を行った販売農家又は集落営農が、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知、以下「経営安定対策要綱」という。）別紙2の2に定める水田において生産した米穀であって、生産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。

第4 作付の態様

主食用米と一括して作付けを行うこととし、ほ場1枚を単位として作付けること及びそのほ場を特定することは要しないこととする。

第5 農業者別生産予定数量に係るほ場面積

- 1 売渡人は、落札に係る米穀の農業者及び生産予定数量を特定し、生産地域の合理的な単収を踏まえ、速やかに、取組農業者別の生産予定数量に見合うほ場面積（生産予定面積）を算定する。
- 2 取組農業者は、別紙7の第2の1に定める水稻生産実施計画書（以下単に「水稻生産実施計画書」という。）の写しを売渡人に提出する。

第6 引渡数量

1 生産予定数量の変更

売渡人は、当年産の作柄等の影響により備蓄米生産量が変動した場合には、当該生産量の変動に応じて生産予定数量を変更し、引渡数量とする。

この場合においては、別紙3の別添2に準じて行うものとする。

2 生産者別引渡数量の報告

売渡人は、1により生産予定数量を変更した場合は変更後の、また、変更しなかった場合は当初の取組農業者ごとの引渡数量（以下「生産者別引渡数量」という。）について、生産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する「生産者別引渡数量報告書」又は別紙様式第5－1号「生産者別引渡数量報告書」により、地方農政局長等を又は、地域センター長及び地方農政局長等の順に経過して、生産局長に報告する。

3 取組農業者は、1で確定した生産者別引渡数量の米穀を売渡人に引き渡すものとし、売渡人は当該米穀を備蓄米の買入契約書（売渡人が国と締結する備蓄米に係る契約書をいう。以下同じ。）に規定する引渡期限内に国に引き渡すものとする。

第7 横流れ防止措置等

1 適正流通に係る指導等

生産局長、地方農政局長等及び地域センター長は、買入契約手続の際、売渡希望人に対し、当該買入契約に係る米穀が、遵守事項省令に基づく用途限定米穀であることについて、周知及び指導を行う。

また、当該買入契約に係る米穀について、適正な出荷が行われていないおそれがある場合は、生産局長及び地域センター長等は、売渡人又は取組農業者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、売渡人又は取組農業者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

2 取組状況の確認

（1）農業者別生産予定数量の確認

① 地方農政局長等又は地域センター長は、備蓄米の買入契約書に添付された水稻生産実施計画書及び買入対象米穀生産者等別内訳書（生産局長が別に定める備蓄米に係る入札説明書に規定する「買入対象米穀生産者等別内訳書」又は別紙様式第5－2号「買入対象米穀生産者等別内訳書」をいう。以下同じ。）を確認する。

② 地方農政局長等は、①の確認の結果、水稻生産実施計画書と買入対象米穀生産者等別内訳書との間で、備蓄米の生産予定数量又は生産予定面積に差異があった場合は、地方農政局長等は地域センター長に通知し、地域センター長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長又は北海

道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。)は、別紙様式第5-3号により、速やかに該当する売渡人及び地域農業再生協議会の代表者に通知する。ただし、備蓄米の生産地域において、生産数量目標に即した米生産の実効性を確保するために必要な場合にあっては、地域農業再生協議会の代表者に対し、買入対象米穀生産者等別内訳書を提供する。

- ③ 売渡人及び地域農業再生協議会の代表者は、②の通知を踏まえ、必要に応じて水稻生産実施計画書及び買入対象米穀生産者等別内訳書の修正を行う。

(2) 生産者別引渡数量の確認

- ① 地方農政局長等又は地域センター長は、備蓄米の買入契約に基づく生産者別引渡数量報告書が提出されたときは、当該報告書及び買入対象米穀生産者等別内訳書を確認する。
- ② 地方農政局長等は、備蓄米の生産者別引渡数量と買入対象米穀生産者等別内訳書に記載された生産予定数量との間に差異があった場合は、当該差異が生じた原因について確認を行い、生産局長及び地域センター長に通知し、地域センター長等は、別紙様式第5-4号により、速やかに該当する売渡人及び地域農業再生協議会の代表者に通知する。

第8 主食用米の生産数量目標との関連

地域農業再生協議会の代表者は、水稻生産実施計画書において備蓄米に取り組むこととされている場合には、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際は備蓄米の作付面積を控除する。

別紙 6

加工用米等の不適正な流通に対する措置等について

第1 不適正な流通等の判断等

生産局長又は地域センター等の長は、別紙3の第9の2の加工用米関係者、別紙4の第6の1の新規需要米関係者並びに別紙5の第2の売渡人及び取組農業者（以下「加工用米等関係者」という。）が、本要領第3に定める加工用米、新規需要米及び備蓄米（以下「加工用米等」という。）について、別紙3から別紙5までに掲げるそれぞれの加工用米等の出荷・販売・買入に係る契約書若しくは誓約書に従った流通若しくは引渡しを行っていないなかった場合、又は米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令^(※)の規定に違反する行為をした場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、第2による措置を講ずる。

- 1 常習性があると判断される場合
- 2 故意又は重過失であると判断される場合
- 3 違反した者が改善策を講じる意思がないと判断される場合
- 4 その他悪質と判断される場合

※ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

第2 不適正な流通等があった場合の措置

第1により措置の対象となった加工用米等関係者（以下「措置対象者」という。）が、全国生産出荷団体又は全国需要者団体にあつては生産局長、それ以外の者にあつては地域センター長等が以下の措置を講ずる。

なお、その他生産調整方針の認定の取消し、経営所得安定対策等（経営安定対策要綱Ⅰに定める経営所得安定対策等をいう。）に係る交付金の返還、政府所有米穀の買受資格の停止又は取消し、国内産米穀の買入に係る一般競争契約参加資格の

停止及び国内産米穀の買入契約に基づく契約解除又は違約に係る措置については、それぞれの法令、通知又は契約に基づいて必要な措置等が講じられることとなる。

- 1 措置対象者が、加工用米及び新規需要米の取組主体（取組主体以外の場合にあつては、当該取組主体と出荷契約を締結している都道府県出荷団体、認定方針作成者又は農業者を含む。）の場合は、
 - （１）加工用米及び新規需要米の当該事案に係る取組計画のうち、不適正な流通等が行われたものについて取り消す
 - （２）当該措置対象者の未出荷分（自ら加工又は使用する場合は未使用分）について、取組計画に基づいた適正な流通を指導することとする。
- 2 措置対象者が備蓄米の取組農業者又は売渡人の場合は、当該措置対象者の未出荷分について、買入契約又は出荷契約に基づいた適正な流通を指導する。
- 3 措置対象者が１及び２以外の場合は、
 - （１）当該事案に係る取組計画のほか、当該措置対象者に係る加工用米及び新規需要米の全ての取組計画（当該措置対象者が所有している又は既に適正に使用したものを除く。）について取り消す
 - （２）当該措置対象者が所有する加工用米及び新規需要米について、取組計画に基づき使用等を行うよう指導することとする。
- 4 当該事案に係る１、２又は３の措置が講じられた最初の日から、当該日から１年を超えない範囲で定める日までの間、当該措置対象者について、
 - （１）加工用米及び新規需要米の契約当事者となっている、又は使用等を行うこととなっている取組計画を認めない
 - （２）売渡人との間で備蓄米に係る出荷契約の締結を行っている新たな取組を認めないこととする。
- 5 当該措置対象者の名称及び違反事実を公表する。ただし、当該事案に関し、他の法令等に基づき名称及び違反事実が既に公表されている場合は、この限りでない。

需要に応じた米生産の推進に向けた取組について

第1 需要に応じた米生産の推進

国、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関は、相互に連携し、生産数量目標（需要量に関する情報）の配分、水稻の作付け・収穫のそれぞれの段階において、当該市町村の米生産の取組状況を把握するとともに的確な指導を行う等、需要に応じた米生産の推進に向けた取組を推進する。

第2 水稻生産実施計画書の作成等

- 1 農業者は、生産数量目標等の通知を受けた場合（補正後の通知を受けた場合を含む。）は、地域農業再生協議会が別紙様式第7－1号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、速やかに認定方針作成者等に提出する。
- 2 認定方針作成者は、提出された実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあつては、自らの実施計画書）を、原則として、6月30日を期限とし、地域農業再生協議会の代表者が定める日までに、地域農業再生協議会の代表者に提出する。

第3 報告

- 1 主食用米の目標配分段階における報告
 - （1）地域農業再生協議会の代表者は、本要領第4の2の（3）に基づき、認定方針作成者及び農業者に対して提供した生産数量目標等を取りまとめ、自主的取組参考値及びその面積換算値の配分の状況と併せ、別紙様式第7－2号により、3月31日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。
 - （2）都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第7－3号により、4月15日までに、生産局長に報告する。
- 2 作付段階における報告
 - （1）地域農業再生協議会の代表者は、地域内の水稻作付面積を別紙様式第7－4号により取りまとめ、原則として、7月20日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。
 - （2）都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報

告を取りまとめ、原則として、7月31日までに、別紙様式第7－4号により、生産局長に報告する。

3 収穫段階における報告

- (1) 地域農業再生協議会の代表者は、2の作付段階における報告（別紙様式第7－4号）について、経営安定対策要綱Ⅲの3（4）に定める経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書に照らして修正が必要となった場合は、同様式を修正し、10月末日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。
- (2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第7－5号により、11月10日までに、生産局長に報告する。

主食用米の作付状況の把握方法について

主食用米の作付状況の把握に当たっての具体的な方法は、以下のとおりとする。

1 都道府県域の作付面積

都道府県域の主食用米の作付面積については、別紙様式第 7－4 号により都道府県農業再生協議会が把握する主食用作付面積（以下「協議会面積」という。）が、統計公表の主食用作付面積（以下「統計面積」という。）の一定の幅の範囲に収まる場合は協議会面積とする。協議会面積が統計面積の一定の幅の範囲に収まらない場合は統計面積とする。

（注）一定の幅については、都道府県域の出作調査の結果を踏まえ、全ての都道府県の出入り作面積が収まる 3 %を全国一律に設定する。

2 市町村域の作付面積

市町村域の作付面積については、別紙様式第 7－5 号により都道府県農業再生協議会が把握した市町村ごとの面積とする。

ただし、各都道府県農業再生協議会の判断により、統計面積を用いることも可とする。この場合、別紙様式第 7－5 号を再提出することとする。

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

都道府県知事

平成〇〇年産米の生産数量目標の調整について

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 2 の 2 の規定に基づき、下記のとおり生産数量目標の調整を希望します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------|--------|---------|
| 1 | 生産数量目標の | 削減希望数量 | _____トン |
| | | 引受希望数量 | _____ |
| 2 | 引受希望数量に対する補償の有無 _____ | | |

（注意）

- 1 削減希望数量又は引受希望数量のうち該当するものに○を付すこと。
- 2 生産数量目標の増加を希望する都道府県は、2 の欄に「有」又は「無」を記入すること。

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

都道府県知事
氏 名 印

生産数量目標の都道府県間調整の結果について

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 2 の 5 の規定に基づき、（都道府県）間で調整を行った結果、生産数量目標等を下記のとおり補正しましたので、報告します。

記

生産数量目標等		調整の相手方
引受数量	削減数量	
トン	トン	(都道府県) トン h a
h a	h a	
調整後の生産数量目標 トン		調整後の面積換算値 h a

(注意)

- 1 調整の実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。
- 2 面積換算値は、調整後の生産数量目標を統計部公表の都道府県別10 a 当たり平年収量で換算したものとする。
- 3 生産数量目標増加県及び減少県の間で都道府県間調整が合意したことを確認できる書類を添付すること。

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

認定方針作成者
住 所
氏 名 ㊟

認定方針作成者間の調整について

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 2 の第 1 の 2 の規定に基づき、認定方針作成者間の調整の結果、生産数量目標等下記のとおり補正しましたので、別紙様式第 2－2 号の写しを添えて報告します。

記

生産数量目標等		調整の相手方
増加数量	減少数量	
玄米 kg	玄米 kg	〇〇県（都道府）〇〇市（町村） 〇〇認定方針作成者
m ²	m ²	
補正後生産数量目標 玄米 kg		補正後の面積換算値 m ²

（注）調整の実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

様式参考例（要領別紙２－１の農業者間調整関連）

年 月 日

認定方針作成者等 殿

農業者
住 所
氏 名 ㊟

生産数量目標の農業者間調整について

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成２６年４月１日付け２５生産第３５７８号農林水産省生産局長通知）別紙２の第１の２の規定に基づき、他の農業者との間で、生産数量目標等の調整を行いましたので、報告します。

記

生産数量目標等		調整の相手方 〇〇県（都道府）〇〇市（町村）〇〇 （農業者）	
増加数量	減少数量	増加数量	減少数量
玄米 kg	玄米 kg	玄米 kg	玄米 kg
m ²	m ²	m ²	m ²
調整後生産数量目標 玄米 kg		調整後生産数量目標 玄米 kg	
調整後の面積換算値 m ²		調整後の面積換算値 m ²	

（注）調整の実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

別紙様式第 2 - 2 号

○年産米の生産数量目標等の認定方針作成者間の調整（補正）に係る確認書

（認定方針作成者）○○（以下「甲」という。）と（認定方針作成者）△△（以下「乙」という。）は下記のとおり、○年産米の生産数量目標等の調整（補正）を行うことを確認する。

記

1. 甲は○年産米の生産数量目標等○トン、○㎡を乙から譲受する。
2. 乙は○年産米の生産数量目標等○トン、○㎡を甲に譲渡する。

この確認書の内容を両者で確認したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名、押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所

（認定方針作成者）○○ 代表者 ○○ ○○ 印

乙 住所

（認定方針作成者）△△ 代表者 △△ △△ 印

（注）調整の実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
都道府県農業再生協議会の代表者 殿

都道府県農業再生協議会の代表者
地域農業再生協議会の代表者
氏 名 ㊟

認定方針作成者間等の調整について

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 2 6 年 4 月 1 日付け 2 5 生産第 3 5 7 8 号 農林水産省生産局長通知）別紙 2 の第 1 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 市町村の区域を越えた都道府県内の調整

譲渡者			譲受者		
方針作成者等	譲渡数量(kg)	譲渡面積(m ²)	方針作成者等	譲受数量(kg)	譲受面積(m ²)

2 都道府県の区域を越えた調整

譲渡者			譲受者		
方針作成者等	譲渡数量(kg)	譲渡面積(m ²)	方針作成者等	譲受数量(kg)	譲受面積(m ²)

地域センター長
(地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長) 殿

農業者名
住 所
電 話

区分管理計画書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号 農林水産省生産局長通知）別紙 3 の第 4 の 2 の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 区分管理の種類

☐	(1) 多収性の専用品種を作付ける。
☐	(2) 多収性の専用品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。
☐	(3) 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける。
☐	(ア) 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
☐	(イ)-① 省力化栽培（②以外）を行う。
☐	(イ)-② 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。

※該当する項目にチェックを付すこと。

2 具体的な内容

(1)の場合は多収性の専用品種名を記入すること。 (2)の場合は主食用米として出荷する品種名と区分管理を行う品種名を記入すること。 (3)の場合は以下の内容を記入すること。 (ア)については技術の内容や生産資材名等 (イ)-① については栽培方法の内容 (イ)-② については生産性ないし収量が低い理由及び直近の当該ほ場の単収等

3 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

所在・地番	面積（㎡）

年 月 日

農林水産省生産局長

地域センター長

地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長

殿

全国生産出荷団体

地域流通農業者

住 所

氏 名

印

電 話

平成○年産加工用米の取組計画認定申請書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第5の1の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

記

1 取組計画

(1) 生産計画

種 類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg)	単 収	面 積 (㎡)	出荷方式 ※3
計					

※1：うるち米、もち米別を記載（以下同じ。）

※2：多収性専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。

※3：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。

(注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種 類	使 途 ※1	加工用米需要者団体等		数 量 (玄米kg)	態様 ※2	複数年 契約 の有無
		都道府県	名 称			

※1：清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。

※2：丸玄米・精米・変形加工等を記載。

2 横流れ防止のためにとるべき措置等

(1) 横流れ防止の処理方法

(とう精・破碎のほか、具体的な処理方法を記載)

(2) 横流れ防止の処理を行う者

(生産者側・需要者側・その他の実施者の名称及び住所、電話番号を記載)

(3) ふるい下米等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

3 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

(別添資料等)

1 販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

① 販売契約書の写し

② 加工用米需要者団体等別の購入計画書(別紙様式第3-3号)

③ 買取販売事業者の販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(別記様式第1号)及び用途限定米穀に関する誓約書(別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書(別記様式第3号)の写し

④ 自家加工農業者にあっては加工用米自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)

2 加工用米の取扱状況(別紙様式第3-5号)

3 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)

4 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合にあっては加工用米団体間集荷計画書(別紙様式第3-7号)

5 その他 ()

(注) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

上記の加工用米取組計画については、適当であると認定します。

認定年月日 平成 年 月 日

農林水産省生産局長

地域センター長

地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

㊞

殿

加工用米需要者団体等

住 所

氏 名

印

平成○年産加工用米購入計画書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画（見込）

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	態様別数量（実kg）
計				

（注1）：種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。

（注2）：態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。

（注3）：使途は、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。

（注4）：構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画（見込）」に準じて組合員別の内訳を添付すること。

（注5）：購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。

（注6）：加工用米販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

2 購入希望時期

平成○年産加工用米自家加工販売計画書

自家加工農業者

住 所

氏 名

印

1 製品の加工販売計画

製 品	製品の年間販売 計画数量 (kg、 リットル 等)	原料米穀の 使用数量 (kg)	うち、自ら生産 する加工用米数量 (kg)
合 計			

(注1) 製品の年間販売計画数量欄には、製品の内容量の単位（例：kg、リットル等）を記載。

(注2) 原料米穀の使用数量は、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

2 製品の販売形態

(自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等)

3 製品の主な販売先

(一般消費者、卸・小売店、スーパー等)

(添付書類) 前年度製品販売実績が確認できる資料

年 月 日

加工用米の取扱状況

全国生産出荷団体

地域流通農業者

住 所

氏 名

(単位：玄米kg)

	計	種 類 別		備考
		うるち米	もち米	
○年6月末在庫 ①				
前年産の 生産集荷数量 ②				
供給量計 ③＝①＋②				
販売実績 ④				
○年6月末在庫 ⑤＝③－④				
生産予定数量 ⑥				
供給量計 ⑦＝⑤＋⑥				
販売計画 ⑧				
○年6月末在庫 ⑦－⑧				

(注) 6月末在庫、販売実績及び販売計画が複数年産ある場合は、備考欄にその内訳を記載する。

平成○年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

- 1 加工用米需要者団体等名：
 2 使途名：(いづれか一つに○を付すこと。複数の場合は使途名ごとに別葉とすること。) 味噌等調味料 米穀粉 米菓 包装もち その他)
 3 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合の仕入先：(該当するものの全てに○を付すこと) 加工用米需要者団体 その他)
 4 原料の仕入状況等 (単位：実kg)

年 度	種 類	年 産	原料の使用実績及び仕入状況（４月～３月）							
			主食用米 ①	加工用米 ②	加工用米 玄米kg ③	くず米 ④	外国産 (MA米) ⑤	その他 ⑥	③を 除く計	
前年度 使用実績	うるち米									
	もち米									
○年度 仕入計画	うるち米	前年産以前計								
		当年産仕入計画								
		取組主体より								
		他者より								
	もち米	合 計								
		前年産以前計								
		当年産仕入計画								
○年度 仕入計画	もち米	取組主体より								
		他者より								
		合 計								

(注1) 複数年産の原料を使用又は仕入予定の場合、前年産以前の合計と当年産に区分の上、記載する。
 (注2) 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合は、「当年産仕入計画」欄の以外の数字は同じ値を記入すること。

加工用米団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住 所
氏 名

単位：m²、kg（玄米換算）

都道府県	認定方針作成者名 (※1)	種類 (※2)	生産予定数量	単収 (※3)	生産予定面積 (※4)
計 (※5)					

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
- ※3 生産数量目標の配分に用いた単収とし、複数ある場合は地域（市町村等）の主たる単収を記入すること。
- ※4 生産予定面積は、生産予定数量を単収（※3）で除したものと整合していること。
- ※5 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿
農林水産省生産局長 殿

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長 〕

平成○年産加工用米取組計画認定結果報告（通知）書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告（通知）します。

記

（単位：玄米kg、m²）

取組主体名	使 途	区 分	認 定 数 量	認 定 面 積
		うるち米		
		もち米		
		合 計		
合 計		うるち米		
		もち米		
		合 計		

（注）使途は、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。

年 月 日

農林水産省生産局長

地域センター長

〔 地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長 〕

殿

全国生産出荷団体

地域流通農業者

住所

氏名

電話

印

平成○年産加工用米の取組計画変更承認申請書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組計画を変更する理由

--

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 取組計画の変更点

	加工用米需要者団体等名	数量(玄米kg)	使途	態様
変更前				
変更後				

※ 上記以外の変更点があれば別紙として添付すること。

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- ・ 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、生産局長又は地域センター長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。

承認年月日 平成 年 月 日

農林水産省生産局長

地域センター長

〔 地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長 〕

印

農林水産省生産局長
地域センター長
(地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長) 殿

加工用米需要者団体等又は仲介事業者
住所
氏名
電話
印

加工用米の販売先変更承認申請書

需要応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う理由

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う数量

新たな加工用米需要者団体等名					
年産		種類		使途	
当初の加工用米需要者団体等の購入実績数量			①	(玄米kg)	
当初の加工用米需要者団体等の使用予定数量			②	(玄米kg)	
新たな加工用米需要者団体等への販売予定数量 (①－②)			③	(玄米kg)	

3 取組計画の取組主体における確認の有無 (有 ・ 無)

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3－3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3－6号)
- ・ 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、生産局長又は地域センター長等が特に必要と認める資料

.....
上記の加工用米の販売先の変更について、承認します。

承認年月日 平成 年 月 日

農林水産省生産局長
地域センター長
(地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長) 印

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

氏名又は団体名 ⑩
住 所
電 話

平成〇年産加工用米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第6の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

単位：kg

出荷先（※1）	種類（※2）	出荷計画数量

（※1）全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。
（※2）うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
（注）全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

年 月 日

農林水産省生産局長
地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
住 所
氏 名 ㊦

平成〇年産加工用米販売契約締結結果報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第6の2の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

種 類	加工用米需要者団体等の名称及び販売契約数量					
	使途	都道府県名	名 称	態様	数 量 (実kg)	(玄米kg)

- （注1）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- （注2）販売契約書の写しを添付すること。
- （注3）「種類」欄は、うるち米・もち米別を記載。
- （注4）「使途」欄は、清酒用・焼酎・加工米飯・味噌等調味料・米穀粉・米菓・包装もち・その他別を記載。
- （注5）「態様」欄は、丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- （注6）「数量」欄は、販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を記入すること。ただし、加工用米取組計画の認定申請において加工用米販売契約書の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合にあっては、本報告書及び加工用米販売契約書の写しの提出は要しない。
- （注7）販売契約を行った需要者が単一であって、既に報告を行っている別紙様式第3-14号「加工用米生産集出荷数量一覧表」で当該需要者との変更後の契約締結数量が確認できる場合は、当該報告を省略できる。

地域農業再生協議会の代表者
地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

殿

認定方針作成者
農業者
住所
氏名
電話

印

平成○年産加工用米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（地域農業再生協議会名： ）

取組 番号	農業者名等		種類	当初出荷 契約等数 量	単収	生産 面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更				変更後出 荷契約等 数量	⑧を30kg 換算個単 位に調整 する場合 の変更に 出荷契約 等数量	出荷（売 渡）数量	
	氏名又は 名称	農業者 コード					A：作柄変 動が生じ た場合 補正率 ④	B：自然災害等により減収 全ての水稻 作付面積		C：区分 管理方式 の場合 収分量				
								減収量						
※1	※1	※1	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1			(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦	(玄米kg) ⑧ ※3	(玄米kg) ⑨ ※4	(玄米kg) ⑩
							/							
							/							
計	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—			

- (※1) 別紙様式第3-11号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表と整合すること。
- (※2) 出荷契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収」を記入し、全収分量が把握できた場合の変更に自然災害等により減収した場合は①－③/⑤×⑥を、全収分量が確認できる書類を添付すること。
- (※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収分量が把握できた場合の変更に際しては変更後の数量を記入すること。
- (※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できる。
- (注1) 認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

地域センター長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成２６年４月１日付け２５生産第３５７８号農林水産省生産局長通知）別紙３の第７の２の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(単位：玄米kg)

取組主体	種 類	当 初 出荷契約等 数 量	変 更 後 出荷契約等 数 量	出荷（売渡） 数 量
都道府県計				

- (注) 1 「取組主体」欄は、「全農」「全集連」「都道府県生産出荷団体」「認定方針作成者」「農業者」のいずれかを記載すること。
2 「種類」欄は、うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
3 「都道府県計」欄は、種類別の合計を記載すること。

年 月 日

農林水産省生産局長
地域センター長
(地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長) 殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
仲介事業者
加工用米全国需要者団体
加工用米需要者団体
住 所
氏 名



加工用米売渡実績報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第8の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 四半期（〇年〇月～〇年〇月）分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (実kg)	売渡先		委託とう 精業者名	売渡数量		備考
					都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
合 計										

- (注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注2) 種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記入すること。
- (注3) 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
- (注4) 「購入先名」及び「購入数量」欄については、全国生産出荷団体及び地域流通農業者にあっては記入を要しない。
- (注5) 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

加工用米需要者
自家加工農業者
住 氏 名

印

加工用米受払状況等報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第8の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 四半期（○年○月～○年○月）分
1 加工用米の受払状況

（単位：実kg）

種 類	年 産	態 様	購 入 状 況			計		使用状況		次期への 繰越数量 (A-B)	備 考
			前期からの 繰越数量	当期の購入数量	数量			使 途 別	当期使用 数量 (B)		
					小計						
					小計						
					小計						
合計											

- (注) 1 「種類」欄は、うるち米、もち米別に記載すること。
2 「態様」欄は、丸玄米、精米、変形加工等別に記載すること。
3 「使途別」欄は、「清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他」を記載すること。
4 当期に購入、使用又は在庫として繰越した全ての加工用米を年産別に記入すること。
5 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

年 月 日

加工用米の適正流通に関する誓約書

私は、（全国生産出荷団体等）〇〇から買い受けた加工用米について、その全てを契約に基づく用途として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地域センター等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙6に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（加工用米需要者団体等）

（仲介事業者）

住所

氏名

印

（注）当事者は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙6を保管すること。

年 月 日

加工用米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

私は、（加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等）〇〇とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地域センター等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙6に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（委託とう精業者等）

住所 _____

氏名 _____ (印)

（注）当事者は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙6を保管すること。

農林水産省生産局長

地域センター長

地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長

殿

農業者等

住 所

氏 名

電話番号

印

平成○年産新規需要米取組計画書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。
記

1 用途（本要領別紙4の第3に定める用途）：【 】

2 取組の概要

(具体的な取組内容)

3 取組計画

(1) 生産計画

種 類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg) ※3	単 収	面 積 (㎡)	出荷方式 ※4
計					

※1：うるち米・もち米・醸造用別に記載（以下同じ。）

※2：多収性専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。

※3：原則として玄米kg単位で記入するが、子実を採らない場合は現況に応じて記入すること（WC S用、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記入すること。以下同じ。）。

※4：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。

(注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種 類	需要者等名 ※1		態様 ※2	数 量 (玄米kg)
	都道府県	名 称		
計				

※1：仲介事業者が介在する場合は、仲介事業者名及び当該仲介事業者を介して購入する需要者名を別行に記入すること。

また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。

※2：生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること（販売契約書の態様と一致すること。）。

4 適正流通に関する事項（主食用途流通防止の措置）

(1) 具体的な措置

--

(2) ふるい下米等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

--

5 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

--

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。（全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。）

【添付書類】

- 1 販売契約の状況が分かる以下のいずれかの書類
 - (1) 需要者等との販売契約書の写し（別紙様式第4－4号）
 - (2) 買取販売事業者に販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（別記様式第1号）及び用途限定米穀に関する誓約書（別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書（別記様式第3号）の写し
- 2 需要者等が作成した適正流通に関する誓約書（別紙様式第4－5号、別紙様式第4－6号）
- 3 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合は新規需要米団体間集荷計画書（別紙様式第4－8号）
- 4 その他認定に必要な書類

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地域センター長
(地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長) 殿

認定方針作成者
住 所
氏 名
電 話

印

平成〇年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の1の規定に基づき、新規需要米販売契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

記

（地域農業再生協議会名： ）

（用途※1： ）

取組 番号 ※2	農業者名等			種類 ※4	品種 ※5	多収 ※6	新規需要米販売契約等の内容				態様 ※9
	住所	氏名又は 名称	農業者 コード ※3				販売契約 数量等 (玄米kg)	単収 (kg/10a) ※7	生産予 定面積 (m ²)	出荷 方式 ※8	
計	—	—	—	—	—	—		—		—	—

- （※1）本要領別紙4の第3に定める次の用途のいずれかを記入し、別業とすること。（「飼料用」、「米粉用」、「WC S用」、「バイオ用」、「輸出用」、「青刈等用」、「酒造用」、「種子用」、「その他」）
- （※2）通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の新規需要米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて（別の通し番号を付して）記入すること（農業者ごとの小計は記入しない）。
- （※3）経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- （※4）うるち米、もち米又は醸造用のいずれかを記入すること。
- （※5）多収性専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- （※6）多収性専用品種を用いる場合は○を付すこと。
- （※7）生産数量目標の面積換算に使用する単収を記入すること。
- （※8）区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- （※9）生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること。（販売契約書の態様と一致すること）

（注1）認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。

（注2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者

地域センター長

地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長	殿
------------------------------------	---

氏名又は団体名

㊤

住 所

電 話

平成○年産新規需要米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：玄米kg）

出荷先（※1）	用途（※2）	種類（※3）	出荷計画数量

（※1）全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。

（※2）本要領別紙4の第3に定める次の用途のいずれかを記入すること。（「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「バイオ用」、「輸出用」、「青刈等用」、「酒造用」、「種子用」、「その他」）

（※3）うるち米、もち米又は醸造用のいずれかを記入すること。

（注）全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

別紙様式第4－4号

新規需要米の販売等に関する契約書

（農業者）〇〇（以下「甲」という。）と（需要者等）〇〇（以下「乙」という。）は、甲が生産する平成〇年産の新規需要米（〇〇用。以下同じ。）について、以下のとおり、契約を締結する。

- 1 甲は、平成〇年産の新規需要米〇〇トン（作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。）を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種 類：

引 渡 時 の 態 様：

販 売 契 約 数 量：

実 kg

- 2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有するとともに、地域農業再生協議会及び地域センター等に写し各1通を提出するものとする。

また、これに合わせて、乙は、別添の誓約書を2通作成し、記名押印の上、地域農業再生協議会及び地域センター等に各1通を提出するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 住 所：

氏 名：

㊞

電話番号：

乙 住 所：

氏 名：

㊞

電話番号：

（注）1 複数者間による契約の締結が必要な場合は、その実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

なお、別紙4の第3の1「飼料用」及び2「米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）」に該当する場合は、違約金条項を明記すること。

2 種類は、うるち米、もち米、醸造用別に記入すること。

3 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

平成○年○月○日

新規需要米の適正流通に関する誓約書

私は、（農業者）○○（又は集荷業者等○○）より買い受けた新規需要米（○○用）について、その全てを○○用に用いることとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会・地域センター等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 6 に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（需要者等）住 所：
氏 名：
電話番号：

㊟

（注）当事者は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙 6 を保管すること。

平成○年○月○日

新規需要米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

私は、（取組主体又は需要者）○○とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地域センター等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 6 に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（委託とう精業者等）

住 所：

氏 名：

電話番号：

㊟

（注）当事者は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙 6 を保管すること。

年 月 日

米粉用米の使用実績等整理票

自らが使用する農業者等
需要者等
住所
氏名

印

(単位：実kg)

年産 態様	契約に対する購入状況			前年度（前年4月～本年3月）の使用（在庫）状況				本年3月末 引取残数量 及び 在庫数量		本年度（本年4月～来年3月）使用等予定数量		
	契約数量 ①	本年3月 までの 購入数量 ②	本年3月末 の引取残 数量 ③=①-②	前年4月当 初の 繰越数量 ④	購入数量 ⑤	使用数量		本年3月末 在庫数量 ⑦=④+⑤-⑥	⑧=③+⑦	⑨	使用等予定数量	
						使途	使途別内訳 数量				使途	繰越予定 数量 ⑧+⑨-⑩
						-----	-----				-----	
						-----	-----				-----	
						-----	-----				-----	
合計						-----	-----				-----	

(注) 1 使用状況は、米粉用米の取り扱いがあった場合は、「新規需要米受払状況等報告書(別紙様式第4-16号)」と合致すること。

2 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。

3 「使途別内訳」欄は、パン用、菓子用、その他の各使途ごとに数量を記載すること。

4 本年度使用予定数量は、使途毎・販売先毎の明細（別表）を添付すること。

5 繰越予定数量が、前年度と比べて大幅に増加する場合は、その理由を別紙として添付すること。

別 表

販 売 先 別 明 細

(単位：実kg)

販売先	住 所	使 途	前年度 販売実績数量	本年度 販売予定数量
計				

- (注) 1 販売先は、年間、概ね10トン以上の販売実績又は販売予定がある需要者を対象とし、10トン未満の販売先については一括して記入すること。
- 2 「使途」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各用途ごとに記載すること。
- 3 「本年度販売予定数量」欄は、前年度販売実績や販売先の購入意向を踏まえて記載すること。

新規需要米団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住所
氏名

単位：m²、kg（玄米換算）

都道府県	認定方針作成者名 （※1）	用途 （※2）	種類 （※3）	生産予定数量 （※4）	単収 （※5）	生産予定面積 （※6）
計（※7）						

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 本要領別紙4の第3に定める次の用途のいずれかを記入すること。（「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「パイオ用」、「輸出用」、「青刈等用」、「酒造用」、「種子用」、「その他」）
- ※3 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用別に記入すること。
- ※4 生産予定数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記入すること。
- ※5 生産数量目標の配分に用いた単収とし、複数ある場合は地域（市町村等）の主たる単収を記入すること。
- ※6 生産予定面積は、生産予定数量を単収（※5）で除したものであること。
- ※7 県毎に、種類別の小計欄を設けること。

番 号
年 月 日

殿

農林水産省生産局長

地域センター長 (印)

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

新規需要米認定結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、平成○年産新規需要米取組計画について、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の6の規定に基づき、下記のとおり認定することとしたので、国内主食用に流通することのないよう適切な取組をお願いします。

記

- | | | |
|---|----------------|----------------|
| 1 | 平成○年産新規需要米認定数量 | 玄米kg |
| 2 | 平成○年産新規需要米認定面積 | m ² |

【添付書類】

取組計画の写し

（注）認定数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

地域センター長 ⑩
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

新規需要米認定結果通知書

平成○年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定をしたので、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の7の規定に基づき通知します。

【添付書類】

1. 取組計画の写し（添付書類を含む）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務局長
沖縄総合事務局長 〕

新規需要米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 4 の第 5 の 7 の規定に基づき、下記のとおり認定結果を報告します。

記

用途区分	生産予定数量 (玄米kg)	生産予定面積 (㎡)	備 考
合 計			

- (注) 1 「用途区分」欄は、別紙 4 の第 3 の用途区分を記載する。なお、援助用について輸出用（商業）と区分して記載すること。
- 2 生産予定数量は、WCS 用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

年 月 日

農林水産省生産局長

地域センター長

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

殿

農業者等

住 所

氏 名

印

平成○年産新規需要米変更後販売契約数量報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の9の規定に基づき、新規需要米の変更後の販売契約数量について下記のとおり報告します。

記

用 途	種 類	需要者等の名称及び変更後の販売契約数量				
		都道府県名	名 称	態様	数 量 (実kg)	(玄米 k g)

（注1） 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

（注2） 用途欄は、本要領別紙4の第3に定める次の用途のいずれかを記入すること。（「飼料用」、「米粉用」、「バイオ用」、「輸出用」、「酒造用」、「種子用」、「その他」）

（注3） 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記入すること。

（注4） 販売契約を行った需要者が単一であって、既に報告を行っている別紙様式第4-13号「新規需要米生産集出荷数量一覧表」で当該需要者との変更後の販売契約数量が確認できる場合は、当該報告を省略できる。

地域農業再生協議会の代表者
地域センター長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

年 月 日

認定方針作成者
農業者
住所
氏名
電話

㊞

平成〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第6の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（用途： ） （地域農業再生協議会名： ）

取組 番号	農業者名等		種類	当初出荷 契約等数 量	単収	生産 面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更				変更後出 荷契約等 数量	⑧を30kg 換算個単 位に調整 する場合 の変更後 の出荷契約 等数量	出荷（売 渡）数量
	氏名又は 名称	農業者 コード					A：作柄変 動が生じ た場合 補正率	B：自然災害等により減収		C：区分 管理方式 の場合 収穫量			
								全ての水稻 作付面積	減収量				
※1	※1	※1	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	④	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦	(玄米kg) ⑧ ※3	(玄米kg) ⑨ ※4	(玄米kg) ⑩
							/						
							/						
計	—	—	—		—	—	—	—	—	—			

- (※1) 別紙様式第4-2号の新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表と整合すること。
- (※2) 販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により減収した場合は、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
- (※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①-③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
- (※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択することとする。
- (注1) 認定方針作成者については、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注3) WCS用箱、青刈り箱・わら専用箱については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

地域センター長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第6の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【都道府県名】

(単位：玄米kg)

[illegible]

(注) 1 「取組主体」欄は、「全農」「全集連」「都道府県生産出荷団体」「認定方針作成者」「農業者」のいずれかを記載すること。

2 「用途」欄は、本要領別紙4の第3に定める次の用途のいずれかを記入すること。（「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「バイオ用」、「輸出用」、「青刈等用」、「酒造用」、「種子用」、「その他」）

3 「種類」欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記入すること。

4 「都道府県計」欄は、用途毎に種類別の合計を記載すること。

5 W C S 用、青刈等用については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

年 月 日

地域センター長

地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長	殿
------------------------------------	---

農業者等
 仲介事業者
 需要者団体等
 住 所
 氏 名

印

新規需要米売渡実績数量報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第6の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（用途： ）
 第 四半期（○年○月～○年○月）分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (実kg)	売渡先		委託とう 精業者名	売渡数量		備考
					都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
合 計										

- （注）1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- 2 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
- 3 「用途」は、本要領別紙4の第3に定める次の用途のいずれかを記入すること。（「飼料用」、「米粉用」、「バイオ用」、「輸出用」、「酒造用」、「種子用」、「その他」）
- 4 「購入先名」及び「購入数量」欄については、農業者等にあっては記入を要しない。
- 5 種類はうるち米・もち米・醸造用別、態様は粳・玄米・精米・破碎精米等を記入すること。

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

自らが使用する農業者等
需要者等
住所氏名

㊞

新規需要米受払状況等報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 四半期（〇年〇月～〇年〇月）分【用途： 〇】

1 新規需要米の受払状況等

（単位：実kg）

年産	態様	契約に対する購入状況			在庫状況					使用残 数量 ③+⑦	備考	
		契約数量 ①	当期までの 購入数量 ②	取引残 ③=①-②	前期からの 繰越数量 ④	当期購入分		⑥	当期使用数量			次期への 繰越数量 ⑦=④+⑤-⑥
						購入先	数量 ⑤					
合計												

- (注) 1 報告は、新規需要米として契約し、本年4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象とし、四半期に一度（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）とすること。
- 2 「用途」欄は、飼料用米、米粉用米等を記載すること。
- 3 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破砕精米等を記載すること。
- 4 「使途別内訳」欄は、用途が米粉用米の場合に、パン用、麺用、菓子用、その他の各使途ごとに数量を記載すること。
- 5 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農業者
住所
氏名

醸造用玄米生産予定面積計算書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号 農林水産省生産局長通知）別紙 4 の別添に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 新規需要米に該当する醸造用玄米の生産予定数量

単位：kg

清酒の増産等によるもの (①)	生産数量目標の減少によるもの (②)	計 (③ (①+②))

2 新規需要米に該当する醸造用玄米の生産予定面積

新規需要米に 該当する醸造 用玄米の生産 予定数量 (kg) (1の③) (④)	取組主体にお ける地域の合 理的な単収 (kg/10a) (⑤)	生産予定面積の算出（以下の A 又は B のいずれかを選択）			
		A：地域の合 理的な単収を 用いて算出		B：醸造用玄米の出荷実績を用いて算出	
		生産予定面積 (㎡) (④/⑤)×1000 (⑥)	醸造用玄米と して出荷した 実績の単収 (kg/10a) (⑦)	生産予定面積 (㎡) (④/⑦×1000) (⑧)	ふるい下米 相 当 数 量 (kg) ((⑤-⑦)×⑧ /1000) (⑨)

（注） B を選択した場合は、醸造用玄米の出荷実績と取組面積の関係がわかる資料及びふるい下米の需要者一覧表を添付すること。

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

需要者名：
住 所：
代表者氏名： ㊟
電 話：

醸造用玄米使用計画書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の別添の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 醸造用玄米の使用量（計画）の増加理由

（注）清酒等の生産計画数量を増加する又は原料米中の醸造用玄米の使用比率を上げるなど醸造用玄米の使用量（計画）の増加を要する理由と、その背景（清酒の輸出が堅調に伸びている、醸造用玄米を多く使用する特定名称酒の出荷シェアが増大しているなど）について、数値を用いるなど具体的かつ簡潔に記入すること。

2 清酒等の生産量と原料使用量

			25年度 (実績(初期値)) A	前年度		当年度 (計画) D	D－A E	D－C F
				(計画) B	(実績) C			
原料 使用 量	醸造用玄米	t						
	うち新規需要米	t						
	主食用米（一般品種） a	t						
	その他 b	t						
	a及びbの計	t						
	原料アルコール使用量(100%換算)	kl						
清酒生産量(20%換算)			kl					
	うち輸出仕向量(20%換算)	kl						

（注1）原則として、酒造年度（当年7月～翌年6月）で記入すること。また、原料使用量のうち米穀の数量は全て玄米換算値を記入すること。
（注2）「B」欄は、前年度の当該計画書における「D」欄の数値を記入すること（前年度に当該計画書を作成していない場合は記入不要）。

上記の醸造用玄米の使用計画が妥当であることを確認しました。

確認年月日：平成 年 月 日

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 ㊤

（注１）本計画書は農業者が作付準備を行う時期までには地域センター長等の確認を受けること。

（注２）新規需要米となる醸造用玄米の生産を行う農業者等に対し、地域センター長等の確認を受けた本計画書の写しを6月末までに提出すること。

また、その提出結果を別添の「確認書提出先報告」にとりまとめ、速やかに地域センター等に提出すること。

別添

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

需要者名：
住 所：
代表者氏名：
電 話：

確認書提出先報告

平成 年 月 日付けで確認を受けた醸造用玄米使用計画書の写しを下記の農業者等に提出したので報告します。

記

1 確認数量

単位：トン

	25年度（H25.7～H26.6） 実績	当年度使用計画数量
醸造用玄米使用量		
うち、使用増加分		

（注） 地域センター等から確認を受けた醸造用玄米使用計画書の増産計画確認数量を記入すること。

2 醸造用玄米使用計画書の写しの提出先

単位：トン

農業者等名	農業者等の住所 （県名及び市町村名を記入）	申込数量

（注1） 1の太枠の数量の内訳を申込んだ農業者等別に記入すること。

（注2）農業者等名欄には、当該醸造用玄米について「需要に応じた米生産の推進に関する要領」（平成26年4月1日付25生産3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5に掲げる取組計画の作成主体となる者の名称を記入すること。

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農業者名：
住 所：
代表者氏名：
電 話：

醸造用玄米生産予定数量計算書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の別添の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 当該県の生産数量目標の減少割合

25年産生産数量目標(トン) ①	当年産生産数量目標(トン) ②	減少数 ③ (①－②)	減少割合(%) (③/①)
			A

2 取組主体における25年産に係る醸造用玄米の生産数量目標

25年産米の生産 数量目標 (kg) ④	25年産の生産数量目標の 面積換算値 (㎡) ⑤	25年産醸造用玄米の 作付面積(㎡) ⑥	25年産の醸造用玄 米に係る生産数量 目標 (kg) (④×⑥/⑤)
			B

3 取組主体における当年産の醸造用玄米の生産数量目標 (kg) (B × (1－A))

C

4 取組主体における醸造用玄米の生産数量目標の減少分に相当する数量上限値 (kg) (B－C)

D

5 新規需要米に該当する醸造用玄米の数量

酒造メーカーとの 事前契約数量 ⑦	C ⑧	差 ⑨ (⑦－⑧)	新規需要米に該当 する醸造用玄米の 数量 (D又は⑨のいずれか小さい値)

(注) ⑦は別添「醸造用玄米事前契約等一覧表」の計を記入すること。

別添

平成○年産醸造用玄米事前契約等一覧表（生産数量目標減少分）

単位：kg

酒造メーカー名 ※ 1	25年産供給数量 ※ 2	当年産事前 契約等数量 ※ 3

※ 1 平成25年産醸造用玄米の販売実績がある酒造メーカーのうち、当年産の事前契約を行った酒造メーカーを記入すること。

※ 2 ※ 1 の酒造メーカーに供給した25年産醸造用玄米の数量を記入すること。

※ 3 ※ 1 の酒造メーカーと事前契約等を行った当年産醸造用玄米の数量を記入すること。

（注）内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとする。

農林水産省生産局長
地方農政局長

北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
地域センター長

殿

売渡人
住所
氏名
電話

印

生産者別引渡数量報告書（平成○年産備蓄米）

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙5の第6の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：○内米買契第 号

取組 番号	農業者名等		種類	当初引渡 数量	単収	生産 面積	引渡数量の変更 ※2			変更後引 渡数量	⑦を30kg換 算個単位に 調整する場 合の変更後 引渡数量	出荷（引 渡）数量
	氏名又 は名称	農業者 コード					A：作柄変 動が生じた 場合 補正率 （作況指数 /100） ④	B：自然災害等により減収 全ての水稻 作付面積 （㎡） ⑤	減収量 （kg） ⑥			
※1	※1	※1	※1	（玄米kg） ① ※1	（kg/10a） ② ※1	（㎡） ③ ※1	④	⑤	⑥	（玄米kg） ⑦ ※3	（玄米kg） ⑧ ※4	（玄米kg） ⑨
計	—	—	—		—	—	—	—	—			

(※1) 別紙様式第5-2号の買入対象米穀生産者等別内訳書（平成○年産備蓄米）と整合すること。
(※2) 引渡数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
(※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①-③/⑤/⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
(※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択すること。（売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地域センターに相談する。）
(注1) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。（困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるとする。）
(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるとする。）

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

売渡人
住 所
氏 名
電 話

㊞

買入対象米穀生産者等別内訳書
(平成○年産備蓄米)

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙5の第7の2の規定に基づき、取組農業者ごとの引渡数量等を、下記のとおり提出します。

記
(地域農業再生協議会名：) (○内米買契第○号)

取組 番号	農業者名等			備蓄米引渡数量等の内容		
	住 所	氏名 又は名称	農業者コード	出荷契約 数量等 (玄米kg)	単収 (kg/10a)	生産予定 面積 (m ²)
計	—	—	—			

(注1) 通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の品種の備蓄米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて（別の通し番号を付して）記入すること。

(注2) 経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。（売渡人において、交付申請者管理コードを設定していない場合は、管轄する地域センターに相談する。）

(注3) 単収は、主食用の配分に使用する単収を記入すること。

(注4) この内訳書には、次の書類のいずれかを添付し、8月31日までに買入契約書を提出した地方農政局等又は地域センター等に提出すること。

ア 備蓄米生産者に係る水稻生産実施計画書の写し

イ 備蓄米生産等について地域農業再生協議会が証明した書類

(注5) 生産予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。

(注6) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。（売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地域センターに相談する。）

(注7) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長 〕[㊞]

備蓄米に係る農業者別生産予定数量の確認結果について

備蓄米に係る生産者別買入契約数量と水稻生産実施計画書の記載内容を確認した結果、以下の農業者について生産予定数量等に差異がありましたので報告します。

記

(地域農業再生協議会名：)

売渡人	農業者名	契約数量内訳書		営農計画書		備 考
		数量 (kg)	面積 (㎡)	数量 (kg)	面積 (㎡)	
合 計						

※確認結果の電子ファイルも併せて報告すること。

番 年 月 日 号

地域農業再生協議会の代表者 殿

地域センター長
 〔 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長 〕[㊞]

備蓄米に係る農業者別引渡数量の確認結果について

備蓄米に係る生産者別引渡数量と買入対象米穀生産者等別内訳書との記載内容を確認した結果、以下の農業者の未出荷数量等について報告します。

記

(地域農業再生協議会名：)

売渡人	農業者名	契約数量 (kg)	引渡数量 (kg)	未出荷数量 (kg)	備 考
合 計					

※確認結果の電子ファイルも併せて報告すること。

水稻生產實施計畫書

年産

平成 年産における農地の利用計画を申請します。

作成者	氏名又は 法人、 組織名	フリガナ	印	法人、 組織の 代表者 氏名	フリガナ	
住所	(〒 - ;)			電話		
				FAX		
				経営形態	☐ 個人 ☐ 集落営農 (構成員 人) ☐ 法人	

交付申請者管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理シート

農薬共済加入状況(含加入予定)記入欄 ※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入		畑作物共済		農作物共済	
水稲		麦		大豆	そば
					てん菜
					でん物類料用 ばいしよ

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の営農継続支払に係る生産予定面積 (認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規就農者が対象)			
対象作物	生産予定面積	対象作物	生産予定面積
小麦	a:	そば	a:
二条大麦	a:	なたね	a:
六条大麦	a:	てん菜	a:
はたか麦	a:	でん糊原料用 ばれいしょ	a:
大豆	a:		

- ※ 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計を記載すること
- ※ 麦は、数量私の対象とならない種子用麦、ビール用麦を除いた面積とします。
- ※ 大豆は、数量私の対象とならない種子用大豆、黒大豆を除いた面積とします。
- ※ そば、なたねは、数量私の対象とならない種子用を除いた面積とし、なたねについては、油糧用以外のものを除いた面積とします。

農地の利用計画記入欄（農地転用は、その転用面積及び作付面積から除いてください）

[illegible]

(注1) 一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稻(一般米、醸造用玄米、種子生産ほ場)又は基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することと区別する。

(注2) 「交付対象豊農地区区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。

(注3) 「作物名(欄)には、主食用水稻(一般米、醸造用玄米、種子用玄米生産用場)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、七条大麦、專用品種、その他)、なたね(油揚げ用、その他)、そば(うどん用、そば粉用、そば粉原料用ばいりし、専用品種、その他)、でん粉原料用ばいりし、専用品種、その他)、不作地がある場合はその状態(調整水田、自己保水管理、土地改良通年施行等)をすべて記入する。

(注4)「多収性専用品種」欄には米粉用米、飼料用米の作付において、多収性専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「作物名」欄に品種名も記入する。

(注5) 耕畜運搬助成の取組の種類には、①わら利用(わら専用稲米生産、ま場の稲わらに利用する牛の放牧、水田における牛の放牧の取組)、②水田放牧(水田における牛の放牧の取組)、③資源循環(飼料生産、水田への堆肥散布の取組)の別を記入する。

(9) 州

(注) 西村利田は、今の村争いとなつてゐる間に十に上り、合併の問ひ年を記入する

[illegible]

（さか）

生産数量目標等(農業者等問調整後)記入欄				
対象作物	生産数量目標 (kg)	単収 (kg/10a)	作付面積 (換算値) (㎡)	認定確認欄
主食用水稻	kg	kg/10a	㎡	
	kg		㎡	
※			※	

※ 下段は、自主的取組参考値がある場合に記載

新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄			担当者記入欄		
区分	出荷・販売契約数量	生産予定面積	作況調整後の 出荷・販売契約 数量	出荷・販売数量	備考
WCS用稲	kg a-b	a	㎡	kg a-b	
米粉用米	kg	a	㎡	kg	
飼料用米	kg	a	㎡	kg	
うち生もみを直接利用 する取組	kg	a	㎡	kg	
醸造用玄米 (生産数量目標の枠外)	kg	a	㎡	kg	
その他	kg	a	㎡	kg	
※加工用米④	kg	a	㎡	kg	
うち3年以上の複数年 契約対象加工用米(26～)	kg	a	㎡	kg	
うち3年以上の複数年 契約対象加工用米(27～)	kg	a	㎡	kg	
備蓄米⑤	kg	a	㎡	kg	
合 計		a	㎡		

※ 新規需要米 ③

※③及び④については「需要に応じた米生産の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記載すること

<地域農業再生協議会担当者記入欄>

米の直接支払交付金関係

米の生産数量目標（作付面積換算値）の達成状況

生産数量目標 （作付面積 換算値）(A)	水稻作付面積 ①	新規需要米等の 面積②＝ ③＋④＋⑤	主食用水稻 作付面積 (B)＝①－②	差し引き 面積 (A)－(B)	判定
a m	a m	a m	a m	a m	

主食用水稻作付面積（太線内は米の直接支払交付金の交付対象農地のみ該当）

一般米	醸造用玄米			種子生産 ほ場面積		水稻共済突合 基礎面積
	うち生産数量 目標の外	うち生産数量 目標の内	うち生産数量 目標の内	a m	a m	
a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m

水田活用の直接支払交付金関係（水田活用の直接支払交付金の対象農地のみ該当）

表						加工用米	
大豆							
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作
a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m
WCS用稲							
米粉用米				飼料用米			
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	うち生もみ利用	二毛作	
a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m

産地交付金関係（水田活用の直接支払交付金の対象農地のみ該当）

そば				なたね		多収性専用品種		3年以上の 複数年契約 対象加工用米 ※		備蓄米
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	米粉用米	飼料用米			
a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m	a m

耕畜連携助成

わら利用	水田放牧	資源循環
a m	a m	a m

<記入欄>

※ 3年以上の複数年契約対象加工用米の欄について、上段は26年から契約のもの、下段は27年から契約のものを記入する。

都道府県農業再生協議会の代表者 殿
地域センター長
(地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長) 殿

地域農業再生協議会の代表者

氏名 ㊞

需給調整の目標配分段階における報告について(地域農業再生協議会用)

需要に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙7の第3の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 生産数量目標の提供状況

市町村から地域農業再生協議会への生産数量目標等 ①	市町村から地域農業再生協議会への自主的取組参考値 ②	地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者数 ③(※)
kg	kg	人
m ²	m ²	人

地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者別の生産数量目標等の計 ④	地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者別の自主的取組参考値の計 ⑤	認定方針作成者が情報提供した農業者数 ⑥(※)	認定方針非参加農業者に提供した生産数量目標等の計 ⑦	認定方針非参加農業者に提供した自主的取組参考値の計 ⑧	認定方針非参加農業者の人数 ⑨(※)
kg	kg	人	kg	kg	人
m ²	m ²	人	m ²	m ²	人

保留数量及び面積 ⑩=①-(④+⑦)	配分農業者数 ⑪(※)=⑥+⑨
kg	人
m ²	人

※:上段に生産数量目標を配分した人数を、下段に自主的取組参考値を配分した人数を記入すること。

【内訳】

認定方針作成者名	生産数量目標		自主的取組参考値		提供した農業者数(※)
	(kg)	面積換算値(m ²)	(kg)	面積換算値(m ²)	
計					

※:農業者間調整等が行われる前の、生産数量目標の実数を配分した農業者数を記入すること。

2 保留数量、面積及び理由

保留数量: kg 保留面積: m²

【理由】

農林水産省生産局長 殿

都道府県農業再生協議会の代表者

氏名

印

需給調整の目標配分段階における報告について(都道府県農業再生協議会用)

需要に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙7の第3の1の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 生産数量目標の提供状況

県から市町村への生産数量目標等	県から市町村への自主的取組参考値	市町村から地域農業再生協議会への生産数量目標等	市町村から地域農業再生協議会への自主的取組参考値	地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者数
		①	②	③(※)
kg	kg	kg	kg	人
m ²	m ²	m ²	m ²	人

地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者別の生産数量目標等の計	地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者別の自主的取組参考値の計	認定方針作成者が情報提供した農業者数	認定方針非参加農業者に提供した生産数量目標等の計	認定方針非参加農業者に提供した自主的取組参考値の計	認定方針非参加農業者の人数
④	⑤	⑥(※)	⑦	⑧	⑨(※)
kg	kg	人	kg	kg	人
m ²	m ²	人	m ²	m ²	人

保留数量及び面積 ⑩=①-(④+⑦)	配分農業者数 ⑪=⑥+⑨(※)
kg	人
m ²	人

※: 上段に生産数量目標を配分した人数を、下段に自主的取組参考値を配分した人数を記入すること。

【内訳】

地域農業再生協議会名	生産数量目標		自主的取組参考値		提供した認定方針作成者数	提供した農業者数
	(kg)	面積換算値(m ²)	(kg)	面積換算値(m ²)		
計						

注: 都道府県農業再生協議会は、地域農業再生協議会が設置されていない市町村分も含め記載すること。

2 各段階における保留数量、面積及び理由

保留数量: kg 保留面積: m²

【理由】

年 月 日

農林水産省生産局長 殿
都道府県農業再生協議会の代表者 殿
地域センター長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

都道府県農業再生協議会の代表者
地域農業再生協議会の代表者
氏 名 ⑩

作付段階における報告について

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 7 の第 3 の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協議会名：
1 生産数量目標等

国又は市町村から提供を受けた生産数量目標等 ①	要領第 2 の 5 の補正数量等の計 ②	補正後の生産数量目標等 ③=①+②	認定方針作成者別の生産数量目標等の計 ④	認定方針非参加農業者の生産数量目標等の計 ⑤	保留数量等 ⑥=③-④-⑤
kg	kg	kg	kg	kg	kg
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

2 水稻作付状況

地域で把握した水稻作付面積の計 ⑦	⑦のうち加工用米作付面積の計 ⑧	⑦のうち新規需要米作付面積の計 ⑨	⑦のうち備蓄米作付面積の計 ⑩	主食用作付面積 ⑪ = ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩	差引面積（オーバー分） ⑫ = ⑪ - ③
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

- （注 1）都道府県農業再生協議会は、地域農業再生協議会が設置されていない市町村分も含め記載すること。
- （注 2）①の面積換算値欄は、本要領第 2 の 2 の（3）のなお書きに該当した場合は、生産局長と協議した面積換算値を記載すること。また、都道府県農業再生協議会報告の場合は、国から提供された面積換算値（協議後の面積含む。）を記載する。
- （注 3）⑨は、生産製造連携計画に従って生産する飼料用・米粉用米を含む。
- （注 4）経営所得安定対策等の交付データとの突合の結果、差異がある場合は修正報告すること。

